

## 令和5年度打出・芦屋財産区共有財産会計 決算(案)

令和6年5月31日

歳入

(単位:円)

款	項	目	予算現額		収入済額	備考
			予算額	区分金額		
02	財産収入		8,698,000		8,419,635	
	01	財産運用収入	8,697,000		8,419,635	
		01 財産貸付収入	8,652,000		8,360,940	
				01 土地貸付収入	8,652,000	8,360,940
		02 利子及び配当金	45,000		58,695	
				01 積立金利子	45,000	58,695
						兵庫県住宅供給公社債(30,000千円) 42,000 日本学生支援機構債(10,000千円) 12,391 三井住友銀行(1,222千円) 26 尼崎信用金庫 他(70,000千円) 4,278
	02	財産売払収入	1,000		0	
		01 不動産売払収入	1,000		0	
				01 土地売払収入	1,000	0
03	繰入金		4,300,000		0	
	03	繰入金	4,300,000		0	
		03 繰入金	4,300,000		0	
				03 繰入金	4,300,000	0
04	繰越金		50,000,000		88,684,506	
	04	繰越金	50,000,000		88,684,506	
		04 繰越金	50,000,000		88,684,506	
				04 繰越金	50,000,000	88,684,506
						前年度歳計剰余金 88,684,506
05	諸収入		1,000		389,258	
	20	雑入	1,000		389,258	
		20 雑入	1,000		389,258	
				20 雑入	1,000	389,258
						立木伐採補償金(関電)奥山1外 389,258
	歳入合計		62,999,000		97,493,399	繰越額 36,945,624

## 令和5年度打出・芦屋財産区共有財産会計 決算(案)

歳出

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額		支出済額	備 考	
			予算額	節			
				区 分			金 額
01 財産区 総務費			62,699,000			60,547,775	
	01 財産区総 務管理費		62,699,000			60,547,775	
		01 財産区総 務管理費	62,699,000		62,699,000	60,547,775	
				01 報酬	1,022,000	685,800	管理委員会(4回) 5月(12人)8月(13人)12月(13人) 2月(15人) 行政視察 11月(9人)
				08 旅費	848,000	427,460	特別旅費(2名) 77,720 費用弁償(9名) 349,740
				09 交際費	100,000	6,360	行政視察手土産
				10 需用費	267,000	28,750	消耗品費 8,470 行政視察資料代 3,630 食糧費 16,650
				11 役務費	10,000	4,485	郵便料
				12 委託料	6,215,000	6,214,120	奥山落石防護網修繕詳細設計業務委託 5,089,700 業務委託料(伐採・剪定・除草等) 1,124,420
				13 使用料及 び賃借料	500,000	266,300	車両借上料 265,300 通行駐車料 1,000
				14 工事請負費	237,000	143,000	倒木撤去工事費
				負担金, 18 補助及び 交付金	3,500,000	2,771,500	山車維持管理助成金(5基分) 1,500,000 森林病虫害等防除事業負担金 1,266,000 行政視察参加費 5,500
				24 積立金	50,000,000	50,000,000	
30 予備費			300,000			0	
	30 予備費		300,000			0	
		30 予備費	300,000			0	
歳 出 合 計			62,999,000			60,547,775	

## 打出芦屋財産区会計 令和5年度資金計算書(キャッシュ・フロー計算書)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 積立金を含む資金計算)

(単位：円)

## 1 事業活動によるキャッシュ・フロー

①	共有地売却による収入	0	
②	共有地貸付による収入	8,360,940	(継続貸付21件) (一時貸付7件)
③	その他の収入	389,258	(樹木伐採補償金 2件)
④	人件費の支出	△ 685,800	(委員報酬)
⑤	共有地維持管理経費の支出	△ 7,636,075	(消耗品, 郵便料, 伐採・剪定・除草等業務, 倒木撤去, 落石防護網修繕詳細設計業務, 森林病虫害等防除)
⑥	管理委員会開催経費の支出	△ 16,650	(食糧費)
⑦	補助金の支出	△ 1,500,000	(山車維持管理費補助金)
⑧	その他事業経費の支出	△ 709,250	(行政視察関係)

事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>-1,797,577</u>	※1
------------------	-------------------	----

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

貸付金の利息収入	0	
----------	---	--

投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>	※2
------------------	----------	----

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>58,695</u>	※3
------------------	---------------	----

4 現金及び現金同等物増加額(又は減少額)	<u>-1,738,882</u>	(※1+※2+※3)
-----------------------	-------------------	------------

5 現金及び現金同等物期首残高	<u>199,906,506</u>	(繰越金+前年度未積立金)
-----------------	--------------------	---------------

6 現金及び現金同等物期末残高	<u>198,167,624</u>	(4+5)
-----------------	--------------------	-------

(内訳) 次年度繰越金	36,945,624	R4 → R5 は 88,684,506円
-------------	------------	-----------------------

令和5年度未積立金	161,222,000	
-----------	-------------	--

(参考) キャッシュ・フロー計算書とは、現金の入金と出金で作成した資料。

## 打出・芦屋財産区共有地一覽

R5. 3. 31現在

番号	所在地	地 番		現況地目	現況地積(㎡)
1	奥 山	1		保 安 林	113,391.42
2	奥 山	1	1	保 安 林	1,209,668.00
3	奥 山	1	12	山 林	130.31
4	奥 山	1	17	山 林	138.00
5	奥 山	1	22	そ の 他	171.90
6	奥 山	1	231	山 林	184,640.44
7	奥 山	1	232	山 林	2,396.00
8	奥 山	1	233	山 林	8,251.00
9	奥 山	1	234	山 林	6,660.00
10	奥 山	1	235	山 林	22,782.56
11	奥 山	1	236	宅 地	558.19
12	奥 山	1	237	山 林	27,296.11
13	奥 山	1	256	山 林	864,706.79
14	奥 山	1	454	保 安 林	356.24
15	奥 山	1	530	保 安 林	5,418.00
16	奥 山	1	531	保 安 林	842.00
17	奥 山	1	537	宅 地	196.00
18	奥 山	1	1620	山 林	5,661.06
19	奥 山	1	1621	山 林	59.35
20	奥 山	1	1622	山 林	223.56
21	奥 山	1	1623	山 林	60.13
22	奥 山	1	1624	山 林	1,111.15
23	奥 山	1	1635	山 林	11,423.56
24	奥 山	1	1636	山 林	631.80
25	奥 山	1	1677	山 林	5,227.00
26	奥 山	1	1690	公衆用道路	1,435.67
27	奥 山	1	1691	公衆用道路	1,315.01
28	奥 山	1	1692	公衆用道路	747.53
29	奥 山	1	1693	山 林	30.79
30	奥 山	1	1694	保 安 林	4.83
31	奥 山	1	1695	山 林	456.00
32	奥 山	1	1696	山 林	110.10
33	奥 山	1	1697	山 林	11.57
34	奥 山	1	1698	山 林	4.73
35	奥 池 町	1	451	山 林	6,677.00
36	奥池南町	1	1244	保 安 林	1,182.00
37	山 手 町	180	5	山 林	29.86
38	山 手 町	181	1	山 林	7,175.87
39	山 手 町	181	2	山 林	96.00
40	山 手 町	181	10	山 林	32.77
計		40 筆			2,491,310.30
地目別内訳		保 安 林		7筆	1,330,862.49
		山 林		27筆	1,156,023.51
		公衆用道路		3筆	3,498.21
		宅 地		2筆	754.19
		そ の 他		1筆	171.90
		保 安 林 + 山 林			2,486,886.00

## (決算見込添付資料) 打出・芦屋財産区 財産貸付リスト

## ① 土地貸付 (継続・有償)

番号	所在地	地積等	貸付先	用途	R03貸付料	R04貸付料	R05貸付料	
1	奥山1	1.00	関西電力送配電(株)兵庫支社	巡視路転落防止柵敷地	2,144			R3廃止
2	奥山1-235, 山手町181-1	179.83	関西電力送配電(株)兵庫支社	鉄塔敷地(2基)	1,045,020	1,806,564	1,806,564	近隣路線価より算出 181 1/3減額
3	奥山1, 1-1, 山手町181-1	1,850.07	関西電力送配電(株)兵庫支社	鉄塔敷地(11基→8基)	1,669,995	1,669,995	1,669,995	近隣路線価より算出 181 1/3減額
4	奥山1, 1-1, 山手町181-1	181.32	関西電力送配電(株)兵庫支社 R4.2.1~R4.3.31	鉄塔敷地追加	126,924			No.2に合算
5	奥山1-1	電柱等	関西電力送配電(株)兵庫支社	配電線支持物(電柱等199本)	599,076	924,156	924,156	道路占有料準用
6	奥山1-231	電柱等	関西電力送配電(株)兵庫支社	配電線支持物(電柱等12本)	55,728	55,728	55,728	道路占有料準用
7	奥山1-256	電柱等	関西電力送配電(株)兵庫支社	配電線支持物(電柱等68本)	315,792			No.5に合算
8	山手町181-1の一部	電柱等	関西電力送配電(株)兵庫支社	支線柱1本, 追支線1本	9,288			No.5に合算
9	奥池南町1-1244	電柱等	関西電力送配電(株)兵庫支社	本柱2本, 支線1本		13,932	13,932	道路占有料準用
10	奥山1 他	電柱等	西日本電信電話(株)兵庫支店	電話柱(24本), 地中線(17.57m)	84,204	89,028	89,028	道路占有料準用
11	山手町181-2	電柱等	西日本電信電話(株)兵庫支店	電話柱(1本)	2,412	2,412	2,412	道路占有料準用
12	奥山1-237	35.99	(株)NTTドコモ	無線基地局敷地	140,000	140,000	140,000	使用料は申請者基準額
13	奥山1-1620	12.00	(株)NTTドコモ	無線基地局敷地	60,000	60,000	60,000	使用料は申請者基準額
14	奥山1-237 一部	15.00	ソフトバンク株式会社	携帯電話用無線基地	90,000	90,000	90,000	使用料は申請者基準額
15	奥山1-1620	11.00	ソフトバンク株式会社	無線基地局敷地	66,000	66,000	66,000	使用料は申請者基準額
16	奥山1-537	196.00	(株)サンテレビジョン	中継局敷地	178,752	178,752	178,752	近隣路線価より算出
17	奥山1-231	通信ケーブル	(株)オプテージ	通信ケーブル(共架柱11本)	16,416	16,416	16,416	道路占有料準用
18	奥山1番他	通信ケーブル	(株)オプテージ	通信ケーブル(共架柱16本)	30,552	30,552	30,552	道路占有料準用
19	奥山1-237	通信ケーブル	(株)ジェイコムウエスト神戸芦屋局	通信ケーブル(電柱添架)	100	100	100	道路占有料準用
20	山手町181-1の一部	1.00	Wireless city planning(株)	携帯電話用無線基地	24,000	24,000	24,000	使用料は申請者基準額
21	山手町181-1の一部	1.00	Wireless city planning(株)	携帯電話用無線基地	8,400	8,400	8,400	近隣路線価より算出
22	奥山1, 1-1 1-1622 他	18,396.39	芦屋市水道事業管理者	奥山浄水場, 高区配水池 他	282,420	282,420	282,420	水道施設据置
23	奥山1-236	432.23	朝日プラザ芦屋山手1番館管理組合	駐車場用地	1,059,648	1,059,648	1,059,648	固定資産税仮評価額
24	奥山1-237の一部, 奥山1-1621	60.00	朝日プラザ芦屋山手1番館管理組合	集合住宅居住者用駐車場	86,892	86,892	86,892	固定資産税仮評価額
25	山手町181-1の一部	案内看板	社会福祉法人 福祥福祉会	案内看板1基		6,000	12,000	使用料は申請者申請額
小計					5,953,763	6,610,995	6,616,995	

## ② 土地貸付 (継続・無償)

番号	所在地	地積等	貸付先	用途	R03貸付料	R04貸付料	R05貸付料	
1	奥山1-237	1,492.09	芦屋市長(下水道課)	公共工事の残土, 資材置場	無償	無償	無償	
2	奥山1-1	1,222.48	兵庫県阪神南県民局長(西宮土木事務所)	道路	無償	無償	無償	県道共用廃止まで

## ③ 土地貸付 (一時・有償・免除)

番号	所在地	地積等	貸付先	用途	R03貸付料	R04貸付料	R05貸付料	
1	奥山 1-1620	169.48	木下建設(株) H310.4.1~R6.3.31	資材置場	326,448	326,448	326,448	
2	奥山 1-1691の一部	174.13	関西電力送配電(株) R1.8.1~R4.4.30	送電線路増強工事のため	156	13		
3	奥山 1の一部	51.90	関西電力送配電(株) R2.5.18~R4.3.31	送電線路改良工事に伴う車両駐車場のため	19,860			
4	奥山 1-1635	126.00	木下建設(株) R2.4.1~R6.3.31	資材置場	119,856	119,856	113,862	
5	山手町 181-1の一部	247.00	ライト工業株式会社 R3.5.6~R4.3.31	斜面地対策工事に伴う事務所等敷地のため	2,227,775			
6	奥山 1の一部	43.36	中一建設(株) R3.9.1~R4.3.31	工事用車両駐車場	29,036			
7	奥山 1-1691の一部	60.00	(株)KSK R4.2.10~R4.7.31	地すべり対策工事に伴うモノレール設置のため	8,992	22,960		
8	奥山 1の一部	40.00	(株)KSK R4.2.10~R4.7.31	地すべり対策工事に伴うモノレール設置のため	5,994	15,306		
9	奥山 1-237の一部	50.00	(株)神楽樹 R4.4.1~R4.8.31	工事用車両駐車場	6,034	30,170		
10	山手町 181-1の一部 他	2,541.79	関西電力送配電(株) R3.4.1~R4.1.31	送電線路改良工事に伴う作業敷地のため	6,453,162			
11	奥山 1の一部	72.46	株式会社 KSK R4.5.9~R4.7.30	工事用車両駐車場		20,796		
12	山手町 181-1の一部	150.00	株式会社 柳土木 R4.9.1~R5.1.31	資材置場・工事用車両駐車場		622,500		
13	奥山 1-1691の一部	150.00	株式会社 仁木総合建設 R5.2.1~R5.3.31	工事用車両駐車場		28,700		
14	奥山 1の一部	0.50	株式会社 仁木総合建設 R5.3.1~R5.3.31	工事用看板設置		268		
15	奥山 1-1691の一部, 1の一部	150.50	株式会社 仁木総合建設 R5.4.1~R6.3.31	工事用車両駐車場・工事用看板設置			175,416	
16	山手町 181-1の一部	150.00	株式会社 越智工務店 R5.7.1~R5.11.30	仮事務所・仮駐車場・仮資材置場			622,500	
17	山手町 181-1の一部	150.00	株式会社 越智工務店 R5.12.1~R5.12.31	仮事務所・仮駐車場・仮資材置場			112,050	
18	山手町 181-1の一部	150.00	株式会社 越智工務店 R6.1.1~R6.1.31	仮事務所・仮駐車場・仮資材置場			112,050	
19	山手町 181-1の一部	130.00	株式会社 大城工業所 R6.1.5~R6.3.31	仮設資材置場			281,619	
小計					9,197,313	1,187,017	1,743,945	
共有地貸付収入 合計					15,151,076	7,798,012	8,360,940	

## 論文

## コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義 －滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として－

三俣 学

(京都大学大学院農学研究科)

本稿は、コモンズ論を分析視座に据えて、財産区有林の今日的意義をその歴史および制度分析から明らかにする。事例対象地である滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区は、財産区有林からの収益によって、地区内の道路、農業用の貯水池、小学校校舎等をはじめとする地域の社会資本を整備し続けてきた。それが存続してきた要因としては、住民総出の林内整備、年2回開催される山の祭典等の旧慣行、学校林での植樹活動や愛林教育、地区内で発足した森林ボランティア活動等を通じた丹念な森林管理があった。そのような地区住民の財産区有林との非貨幣領域での関わり、すなわち共的セクターでの営為が、優良材として知られる当地区の「甲賀ヒノキ」の美林を維持することに寄与してきたことが判明した。全国にある財産区の多くは、地域の社会資本整備に寄与してきた歴史を持っているが、そのような財産区の地域貢献は、その収益使途が「共益」とも言える地域の公益に制限されていた故の産物である。本稿は、そのような財産区の制度的特徴や地区住民の共的セクターでの営為が、現代の地域環境の保全に示唆的であることを指摘した。

キーワード：コモンズ、共的セクター、財産区制度、滋賀県甲賀郡大原財産区、共益

### I はじめに－研究の背景と目的

昨今、地球レベル、あるいは小さな地域レベルにおいて様々な環境問題が発生している。地域資源の管理制度をめぐっての問題は、かねてより実に様々な分野で議論されてきた。そのような中で近年、国内外を問わずコモンズという概念に注目が集まっている。コモンズとは、欧米語の commons であり、英国共同放牧地において展開された牧夫たちによる持続的な牧草地の管理・運営制度として知られる。近年のコモンズ論は、このような資源の自治的な管理制度に着目することによって、現代の地域資源管理のヒントを得ようとするものだとと言える。現在のところコモンズの確たる定義はないが、単に共有的な資源そのものを指すのではなく、その資源に対して「入会」う権利を有した住民が、資源枯渇や乱獲を回避するためのルールを自主的に設けて、資源の持続的な管理・運営を図っていく制度ないしは組織と捉える傾向が一般的である。このコモンズ概念に相当するものの1つに、近世以降に発達した日本の入

会制度がある。この入会制度の代表とも言える入会林の多くは明治以降、私有化あるいは公有化される運命を辿った。現在、伝統的な入会を残すような山林はほとんどない。しかし、入会的な管理、すなわち、ある特定地域の住民が、自分たちの共有する資源から排他的に効用を享受し、それと同時にその資源の保全義務を利用者共同で果たしていく共同体的な資源管理を存続している例は、今日の財産区有林の中にも少なからず見いだせる。しかし、財産区制度における森林管理やその現代的意義を検討した研究はほとんどない。コモンズ論の視点を援用して分析を試みた研究としては、塩谷（1997）や村上（1999）の論文が存在する程度である<sup>(1)</sup>。塩谷、村上両論文では、地域住民が地域の森林を共同体的な旧慣によって保全している意義を述べているとはいえ、いずれも財産区制度それ自体の特徴に着眼点をおいて分析したものではない。本稿では、財産区の制度的特徴である財産区の収益使途が「共益」とも言うべき地域の公益に制限されている点に着目する。財産区制度のこのような制限則的な側面が、地域の発展基

盤となる社会資本を充実させる点にこそ財産区制度の歴史的、かつ今日的意義があることを論ずる。その実証研究として滋賀県甲賀郡大原財産区の事例をとりあげ、大原財産区有林の当該地区に対する貢献の足跡を詳細に検証する。それとともに、森林保全の一翼を担ってきた地域住民の財産区有林との共的な関わり、すなわち財産区有林での賦役や森林ボランティア、学校林の活用等、非貨幣領域における地区住民の営為も同時に詳述し、それらの果たす森林保全上の意義を明らかにする。なお、本稿で用いる「環境保全」とは、単に森林環境の保全のみならず、地域の教育や福祉環境、インフラストラクチャ等の社会資本を含む「広義の環境」の保全を意味するものである。

## II 財産区の沿革

財産区制度は、1889（明治22）年に施行された町村制の規定の中に誕生した。明治政府によって展開された近代的税制度の裏付けとなる所有権の近代化政策は、入会をはじめとするそれまでの制度・慣習を解体し、一変させることがその本質であった。その過程では、多くの入会地や入会林が悪しき封建遺制という烙印を押され、国や個人に編入される運命を辿った。しかし、そのような状況下にあっても、多くの農民は、薪炭、緑肥、住宅建材等の一大供給源であった入会林野を簡単に手放すはずもなく、新市町村有という形で公有財産化を進めようとした政府に対して徹底的な抵抗を繰り返した。その結果、農民の反発に屈した政府は、妥協策として財産区制度を創設し、「町村の一部としての部落財産について部落の権利主体性を承認し、且つ部落がその固有の管理機関を持ち、市町村の介入を排除して部落財産の管理することができる」（渡辺、1974、13頁）地位を認めたのである。市町村より下位の大字や部落に独立の法人格を認めることを嫌った当時の地方行政の立場から見れば、財産区は「市町村の一部たる部落に財産権の主体たる地位をみとめ、且つ法人格を与えたことは、極めて重要な例外」（同上）であって、それ故に「歓迎されない妥協の産物ないし必要悪」（同上）という評価も受けた。このように財産区制度は、入会林野の公有化を激しく

迫った政府から農山村民がコモンズとしての森に対する権利を死守した闘争の歴史的産物と言える。

明治の町村制で成立した財産区は旧財産区と呼ばれるが、地方自治法施行後に設置された財産区は新財産区と呼ばれ、地方自治法がその根拠法となり、特別地方公共団体の扱いを受けている。この新財産区の設置は、1955（昭和30）年前後に進んだ市町村合併の際に全国で相次いだ。それは、財産に差のある市町村間での合併が円滑に進まないことを懸念した政府が、1953（昭和28）年、町村合併促進法を公布して「合併に際し新市町村に財産を移転したくない市町村については、新しくその市町村単位の財産を作って当該財産をその財産区に留保する道を法律的に開いた」（渡辺、1974、18頁）ためであった。その結果、全国には数多くの財産区が誕生した。新財産区も旧財産区と同様、合併前の旧市町村（あるいは集落）が独自にその財産管理を切望した末に生まれたのである。

現在、財産区は山林に関するものが最も多いが、その他にも宅地、用水地、沼地、墓地、温泉など多岐に渡って存在する。自治省による財産区調査によると、1999（平成11）年4月現在では、全国に4,140の財産区が存在し、そのうち山林の財産区は2,070を数える。その数の多い上位3県は、岡山県176、兵庫県141、広島県136である（自治省、2000）。

## III 滋賀県甲賀町と大原財産区の概要

現在の甲賀町は、1889（明治22）年の町村制に伴い、9つの集落を合併して成立した大原村が、更に1955（昭和30）年、南に隣接する油日村、北に隣接する佐山村と合併して成立した。甲賀町は、東西12km、南北9km、面積7,164haであり、琵琶湖の南東部に位置する。1999（平成11）年現在、甲賀町の人口は12,194人、3,166世帯であり、そのうち大原財産区有林のある大原地区の人口は5,576人、1,538戸となっている（滋賀県庁水口事務所からの聞き取り調査による1999年現在のデータ）。甲賀町全体の森林面積は、4,107haで、そのうち522haが公有林であり、国有林は存在しない。甲賀町では、戦後、休みなく造林が行われてきたため、人工林率が62%に達し、土山町、湖東町に

ついで県下第3位となっている（滋賀県，1997）。また，人工林総面積は2,398haであり，そのうち25年生までの幼齡林が1,308haと全体の約54.5%を占め，今後長期にわたっての保育，管理が必要な状況にある。森林の樹種構成は，明治・大正期から徹底して続けられてきたヒノキの植林が大きく影響しており，その面積は1,948haで，甲賀町の森林面積の47.4%，人工林面積の81.2%を占めている（近畿農政局滋賀統計情報事務所，1990）<sup>(2)</sup>。

一方，1955（昭和30）年の町村合併に伴い，大原村有林を引き継いだ大原財産区有林は，面積320haであり，標高800m級の山々がそびえる鈴鹿山脈に属する那須ヶ原岳の西南斜面に位置する。大原財産区有林の森林資源構成はスギが29.7ha，ヒノキが203.1ha，マツが35.3ha，広葉樹2.5haとなっており，ヒノキがおよそ全体の60%を占め，甲賀町同様，ヒノキ主体の林相を形成している。また，財産区有林内における10年生以下の人工林の林分は，全体に占める割合からするとわずかだが，枝打ち・間伐を必要とする11～35年生は，全体の約25%を占め，引き続き保育が必要な状況にある。甲賀町においても同じ傾向が見られるが，特に大原財産区有林においては，71年生以上の林分が全体の約34%を占めている。また，81年生以上の林分も全体の14%を占めており，明治末期から昭和初期にかけて徹底して行われてきた植林の痕跡を窺い知ることができる（図-1）。

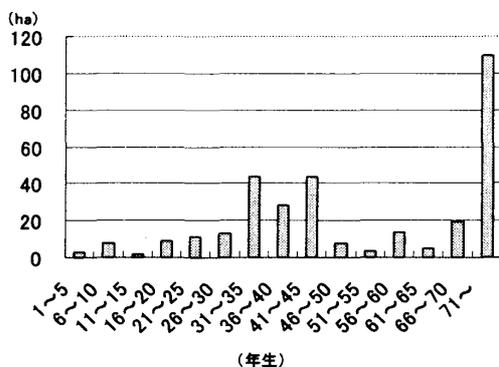


図-1 大原財産区有林人工林年齢級別構成  
備考：滋賀県水口県事務所からの聞き取り調査（1999年）に基づき作成

立木伐採による収益は，近年5カ年を見てみると，毎年1,000万円から多い年では2,800万円近くを得ており，その収入の多くは財産区有林の管理や大原地区の公益事業の補助金に充てられている。それらすべての管理・運営は，1955（昭和30）年，財産区設置に伴って設置された財産区管理会（会長1名，副会長1名，管理委員会5名の計7名の管理委員と監査委員3名からなる）が行っている（大原財産区，2000）。

#### IV 社会資本整備に寄与する大原財産区有林

大原財産区有林は，1889（明治22）年の大原村成立以前は，櫛野（いちの），神（かむら），大原上田，大久保，大原中，鳥居野，相模，大原市場，高野の9集落の共有山林であった。明治初年に起きた共有山の禿山化とそれに伴う災害を期にして始まった大原地区住民による保全・育林活動は，時代とともに形を変えながら，今もなお続けられ，財産区有林及び当該地区の環境保全に多大な貢献をしている。そのような住民主導の共的管理の賜物である大原財産区有林は，特に戦後，当地区の生活基盤の整備の向上に寄与してきた。以下では，それらの事例を大原住民の共的部門での営みに着眼点を据えながら概観していく。

##### 1 財産区有林と大原貯水池建設

大原地区は，一度，干害に見舞われると田面，畦畔から溜め池，堤防まで深く亀裂が生じ，水田も溜池も全く保水能力を失ってしまう重質粘土層という地質のために，数年に一度，干害に苦しんできた。このような状況にあった大原地区民にとっては，安定した水量を確保できる農業灌漑用の貯水池建設が不可欠となり，大原地区住民が中心となって大原貯水池の建設計画が進められた。この計画を支援した滋賀県は，1943（昭和18）年，農業水利ダムと灌漑用水路の整備に着手し，1965（昭和40）年にすべての工事を完了した（滋賀県，1966）。完成した大原貯水池は，大原，佐山，油日の各集落（現甲賀町）及び寺庄，龍池，南柚，宮の集落（現甲南町）の農地1,253haが干天に耐える能力を有するものだった。建設総工費は，約5億2,800万円であり，このうち国庫補助

金と県費補助金で約3億7400万円を賄い、残りの約1億5400万円(約30%)を地元で捻出することになった。この地元負担金のうち、大原財産区有林の木材売却金で地元負担金のおよそ7割を負担した。この貯水池の完成により、大原地区をはじめ甲賀町一帯は近江米の一産地にまでなった。

## 2 財産区有林(旧共有山)での山の祭典

1923(大正12)年以来、財産区有林のある那須ヶ原岳山頂(標高799m)では、毎年春と秋の年2回、「山の祭典」が行われている。開催場所の那須ヶ原岳山頂には、大原地区住民すべての氏神である大鳥神社の分霊が祭られている。この祭典は、財産区有林の恵みに感謝し、引き続き変わらない山の恵みを請うものであり、明治時代から続いている。山の祭典では、各区長が財産区有林内を見回り、山林状況を報告し合う。その区長による一斉の見回りが、手入れの必要な場所を各区長に認識させ、山林の状況に応じた施業・管理へと導く契機となる。祭典の主眼は、この林内のモニタリングであると言える。また、祭典には、学校の年中行事の1つとして、大原小学校4年生の生徒とその父兄全員が参加する。生徒と父兄は、学校林の場所やその管理状況を同行する財産区委員から教わり、下草刈り等の山の仕事も実際に体験する。大鳥神社の神主による祈祷が終わると、一同は下山する。その下山途中において、祭典の参加者が供物を下げて行う酒宴(ナオライ)が現在も必ず行われる。現在でこそ採れなくなった松茸も数十年前には豊富に採れ、みんなで食べるのが通例であった。この松茸もまた、数年前までは、財産区有林の保全に一役かっていた。つまり、秋になると財産区有林内の松茸林は、大原村青年会にほとんど貸し出すことになっていた。青年会に管理・売却が一任された松茸山から首尾よく収益があがれば、それを青年会の運営資金にするだけでなく、財産区有林の手入れや管理費に運用する仕組みがあった(1999年、大原地区での聞き取り調査による)。青年会の活躍の場やそれを支える原動力としての松茸が、単に地域内の住民の交流やその結束力の強化だけでなく、財産区有林の保全にも間接的に貢献していたのである。

## 3 財産区有林と大原小学校の学校林

大原財産区有林は、学校における教育環境の充実に大きな役割を担ってきた。大原財産区有林と大原地区唯一の小学校である大原小学校との関係は、1895(明治28)年の大原小学校林の設置にまで遡る。財産区有林内の2ヵ所に設けられた大原小学校林では、生徒自らが夏に植え付け、秋には下刈りを行い、成長にあわせて適宜、枝打ち・間伐を行った。戦後、伐期を迎えた林分は1958(昭和33)年、1961(昭和36)年の2度にわたって伐採され、伐採収益金、約1,000万円という莫大な収益を小学校および当該地区にもたらした。年間3度にまで及んだ生徒達による丹念な撫育管理の甲斐あって、順調な成育を遂げた学校林は、その後も1963(昭和38)年に、面積1.98haが伐採され、約714万円の収益をあげている。この伐採収益金では、大原小学校のプールが建設された。総工費497万円の財源内訳は、国庫補助金が52万円(総工費の10.5%)、町負担金が100万円(20.1%)であり、大原財産区からは総工費の約70%を占める345万円を捻出した。1975(昭和50)年、1976(昭和51)年度の大原小学校の改築工事に要した地元負担金5500万円も、学校林を含む財産区有林の主伐収益で賄った。

また、学校内での学校林の木材活用の歴史も古い。大正期から昭和初期にかけて燃料源としての木材への需要が増えたため、学校林内に松を盛んに植え、薪の生産を行った(炭原木の小運搬は、小学校5年生以上の生徒が担当)。また、学校の下駄箱の前におく「ミザラ」や校庭の藤棚、運動会用の丸太、家畜小屋等も間伐木を利用して作られた。現在でもミザラや卒業記念製作の長いす等は、小学校林の木材を使って作られたものを使用している。大原小学校のピアノ、映写機、野球のバックネット、遊戯施設、給食設備、放送施設、給食洗浄機、通学路の舗装整備等もすべて学校林からの収益金で得てきた。このように学校で必要となるものは、学校林の木々でほぼすべて賄っていた様子が記録に残っている(大原小学校、1973)。

生徒による学校林での植樹活動は、その設置時から現在まで107年もの間、続けられてきた。このような取り組みを通して育まれた「愛林思想」

と呼ばれる精神とそれに基づく学校教育は、現在も大原小学校の教育に深く浸透し、教育の根幹となっている。

#### 4 財産区有林と甲賀愛林クラブ

高度成長期になると、大原地区一帯の農村労働力は、京都や大阪などの近郊都市に吸収され、その結果、財産区有林だけでなく、私有林における育林施業も停滞し始めた（甲賀愛林クラブ、1993）。この状況に「甲賀の優良ヒノキ材の銘柄は、伐採したらもう後が続かないのでは」（同上）という危機意識を持つ者が、上述の愛林教育を受けた大原小学校の卒業生らを中心にあらわれ始めた。その動きを大原森林組合（現、甲賀郡森林組合）の組合長が取りまとめ、枝打ち研修や木材市場への見学の場などの機会を盛んに提供し、地域住民の自発的な森林施業の必要性を説いた。その結果、1974（昭和49）年、高野を除く旧大原村8字、126名（平均年齢35歳の若年層主体）による「甲賀愛林クラブ」が発足した。大原地区の若年層に山林管理の必要性を強く認識させたのは、発足前年度に行われた木材市場の見学会であった。そこでは甲賀ヒノキが他産材よりも一桁高い価格で評価されていたのである。その後、愛林クラブの組織は、1980（昭和55）年には甲賀町全域に広がり、21字、460名にまで充実し、私有林のみならず、財産区有林の手入れまで行えるほどになった（甲賀愛林クラブ、1993）。結成時は勿論、会員数減少など活動の低迷が顕著となった1984（昭和59）年頃から現在に至るまで、大原財産区は愛林クラブ運営費用を捻出し、クラブ会員による財産区有林の育林・保全活動を支えている。

#### 5 結慣行とグループ林業のおこり

甲賀愛林クラブ結成の翌年から、クラブ会員が中心となり、共同作業「ゆい」を開始した。田植え、稲刈り、屋根の葺き替えなどにおいて、住民相互の同一労働の異時点間移転を基本とする結が、主として田植えをはじめとする農作業において復活した。近年、兼業化の進展で5月のゴールデンウィーク中に行われるようになった田植を、クラブの若手会員が中心となり、結で行う地区が出てきた<sup>(3)</sup>。また、グループ林業と称する方法での間伐作業もクラブ会員を中心に展開された。甲

賀町のようなヒノキ主体の山では、密度管理が特に重要になるが、自分の山であると、枝打ちはするものの、思い切った間伐ができないことがよくある。十分な間伐を進めるために、他人に間伐をさせることが良い結果を生むことがあり、このグループ林業が生まれた。財産区有林の間伐も、この方法で過去数回行われている（1999年、聞き取り調査による）。

#### 6 財産区有林と福祉施設

大原財産区は、老人福祉の向上にも貢献してきた。甲賀町内にある老人クラブの4つの団体に対しては毎年約20万円ずつ寄付を続け、その運営を支援してきた。また、1990（平成2）年度の老人介護施設甲賀町デイサービスセンターの設立の際も、財産区から300万円が捻出されている（甲賀町大原共有山財産区管理会）。この施設の設立は、老人介護施設のなかった甲賀町民にとっては待望のものであり、財産区民のみならず、町全体の福祉環境の向上に寄与するものであった。

#### 7 財産区有林と大鳥神社

大原地区住民の氏神である大鳥神社の修繕や改築が目的であれば、たとえ伐採を禁じた区域であっても伐採が許されていたことが、後述する明治期の大原村共有山盟約に記されている（大原村役場、1923及び三俣、2000）。このような大鳥神社への特別待遇は、明治・大正期と何ら変化していない。例えば、1916（大正5）年の火災では、財産区有林（当時は大原村村有林）から相当な木材が伐り出され、その復興資材及び復興資金に充てられた（同上）。また、1994（平成6）年度からの大鳥神社の5ヵ年改修工事に伴う総工費約2億円のうち、大原財産区が2,500万円を負担している。

#### 8 慣習的に生きる共有山盟約

明治初年、大原共有山（現大原財産区有林）は、著しい山林荒廃とそれに伴う深刻な災害を経験している。明治維新の近代化に伴う木材需要の増加から生じた乱伐がその原因であった。その山林荒廃に対応するため、大原地区住民は、1877（明治10）年に共有山の緑化と山林保護に向けての共有山盟約を村民自らの手でいち早く構築した。それ以降、この盟約は大原地区の様々な事情を反映

させる形で、計5回に渡って改正が行われた。1886(明治19)年の盟約の条項数は全36カ条に及び、その内容として山林に持ち込める道具の規制、炭焼きに関する制限、伐採方法の指定、草刈り場範囲や時期等の制限、山の口開け、山止め日の指定、防火消火の担当、賦役義務等が詳細に明記されている(大原村役場、1923及び三俣、2000)。この盟約を遵守した大原地区住民の懸命な育林と保全活動によって、現在の財産区有林は見事なヒノキの美林を形成している。現在の大原地区住民の森林管理や利用のあり方には、この共有山盟約の影響がわずかながらに認められる。先ず賦役(大原地区では「総出(そうで)」と呼んでいる)がそれである。毎年6月、すべての大原地区住民は、財産区有林の手入れ等を行う総出に参加する義務がある。大原中集落以南は下草刈りを、それより北西の地域は間伐・枝打ちをするといった分担が大まかに決められており、それに参加しない場合には、罰則として、集落ごとに決められている出不足賃を支払わねばならない<sup>(4)</sup>。また、この共有山盟約は、大原財産区の設置時や甲賀愛林クラブの設立時に催された住民らによる森林管理に関する勉強会のテキストとして使用され、持続的な山林管理の手本とされてきた(1999年、聞き取り調査による)。今日では、共有山盟約に記されるような細部に及ぶきまりこそないが、愛林思想に反映されるこのような詳細なルールは、現在の財産区有林の管理に大きく影響していると考えられる。

## V 考察

以下では、事例分析に基づき大原財産区からの考察を行い、その上で、財産区制度の今日的意義を、その制限的側面を中心に考察する。

### 1 大原財産区からの考察

大原財産区が地区の公益的事業の財源として地区住民から頼りにされ、事実、その期待に上述したような形で戦前、戦後を問わず応え続けてきた。明治時代から守り続けてきた大原地区の共有財産としての財産区有林が、干害に苦しむ当地区に大原貯水池を与え、農業の安定を約束し、道路舗装等のインフラストラクチャの整備を行ってきた。

一方、生徒には新しい校舎や様々な教育設備を提供し、お年寄りには住み良い環境や充実した福祉サービスを提供してきた。それらが持続的に可能であったのは、財産区有林の収益使途が公益の増進のみに制限されている、という財産区制度の制度的特徴によるところが大きい。大原地区では、財産区有林の維持・管理は、区民にとっての大きな公益であった。そうであったからこそ、大原地区では、財産区有林の収益の一部は、必ず財産区有林自身の維持・管理費として、直接・間接的に使われる努力と工夫がなされてきたのである。そのような創意工夫を重ねながらの森林管理の結果、財産区有林は持続的に再生産され、地域社会も再び財産区有林から恩恵を享受し続けられる、という循環の輪が維持されてきたのである。その背景には、大原地区住民が、明治初期の禿げ山緑化の際に得た教訓(盟約に見るような山林の利用と保全)があり、また、甲賀愛林クラブや学校林での植樹活動等を通じた財産区有林での共的営為を継承してきた経緯があった。

現在、日本全国の約29万haの森林が財産区有林として管理されている。Ⅱで論じた財産区制度の誕生と沿革に見てとれるのは、農山村民が共有財産として利用・管理してきた森を新市町村による公的管理にも、個々人の経済効率性を追求するべく私的管理にも委ねず、地域の自然条件や森林の状態を知り尽くした住民らによる共同的管理の道、すなわち財産区制度下での管理に求めた姿である。それは、人間社会が単純に「公」と「私」だけでは成立し得ないことに加えて、個々人が「私」と「共」双方の役割を果たすことによって地域自体の存立基盤が守られることを示唆している。その地域の存立基盤が保証されてはじめて私的な営みも可能になる。大原財産区民の中には個人の山、すなわち私有林を持つ人が多くいる。そこでは、それぞれの私利私欲に基づいて、自分の山の管理・処分を排他的かつ自由に行える「私」的領域での営みがある。しかし、その人達は、理由はどうであれ、私利私欲を直接的には反映しない大原財産区有林も「共」的に管理するという二面性を持つ。それは、政府や都道府県といった行政主体としての「公」、それに対する「私」のほかに、

生活圏である集落や地域を単位とする「共」が個々人の成立基盤を保証するものとして必要不可欠であることを意味している。そうである以上、「私」と「公」いずれかの森林管理ですべてよし、とはいかない。経済が突出した現代社会においては、「私」とそれをコントロールする「公」の領域が肥大化し、「共」の領域が崩壊しつつある。しかし、私的管理や公的管理に完全に編入されることなく、財産区という中間的な存在で、共的営みを残しながら成立する森林管理が、大原財産区のように依然として存続することもまた事実である。大原住民による財産区との共的な関わりを通じて作り上げられたヒノキの美林を単に経済面のみからその意義を問うのではなく、「圧殺された共の世界」(室田, 1979)を現代社会にどう埋め戻していくのか、という時代の一課題として捉え直す必要がある。

## 2 財産区制度の現代的意義

かつて、入会地や入会林は、その地に暮らす人たちが飢饉や破産といった不測の事態に陥り、生活困難な状況に追い込まれても、生存を可能ならしめる生活保障としての存在意義を持っていた。そのような存在意義があった故に、入会林が私的分割され、個々人が管理する割山となっても、その地盤処分の決定権はむらにあり、共有財産が、個々人の判断で外部に流失してしまわない形が多く採られてきたわけである。共益をもたらす共有財産を安易に私的分割してしまわないことの重要性を教えている。財産区制度は、そのような入会の本来的な意味合いを残している制度であるといえる。すなわち、かつての村民各々に対しての生活保障的な意味合いは地域の共益の充実という形で継承されている。また、財産の処分は、基本的には財産区民の総意のもとではじめて可能となる。財産区の収益も地盤も基本的に私的分割・配分することは許されてはいない<sup>(5)</sup>。

昨今、資本取奪的な先進国の「ゆがんだ発展」から地域社会が持つ構成員と諸資源を最大限に活用することによって地域の発展基盤の整備を行い、それぞれの地域の個性を生かした発展を志向すべし、という考え方が鶴見和子らによって提唱されている。すなわち、現在の発展の仕方に対する

「もう一つの発展」のあり方としての「内発的発展」である(鶴見, 1989)。この考え方は、玉野井芳郎・室田武・多辺田政弘などのエントロピー学派が論じてきた社会の発展の在り方、すなわち、水と土というコモنزに人間の存立基盤を持つ「地域等身大」型の経済社会の考え方に共通する点が見られる。これらの論は、経済至上主義的発展が生み出した環境問題や人権問題等の様々な諸問題に対しての反省をふまえた新しい発展論であり、発展基盤である地域社会における環境の充実を志向する点では、コモنز論的な考え方に通底するところが多い。資本主義の略奪的発展は、なにも発展途上国の発展過程ばかりに見られるわけではない。日本においても地域の資本が、都市の大資本に吸収される形で農山村が脆弱化していることは、沖縄の戦後の開発(多辺田, 1999)の例を待たずとも明らかである。財産区の収益は地域住民の個々人には収益が配当されず、地域内の教育、福祉、インフラストラクチャの充実のみに使われる。それらは地域内にとどまり、地域発展の基盤を作るのだから内発的な発展の礎となる可能性を有する制度であると言え、筆者は、そのような点に財産区制度の現代的意義を認めるものである。

## 謝辞

本研究は、日本学術振興会「未来開拓学術研究推進事業“Research for the Future” Program」(代表, 和田英太郎)にその多くを負っている。また、本稿の作成にあたり、同志社大学経済学部教授室田武・専修大学経済学部教授多辺田政弘・国立民族学博物館教授秋道智彌、諸先生方に大変有益なコメントを頂いた。記して感謝する。甲賀町大原財産区、甲賀郡森林組合、甲賀町役場をはじめとする甲賀町の方々の御協力なしに本稿を仕上げることはできなかった。心より感謝したい。

## 注

(1) 塩谷(1997)は、多辺田(1990)の『コモنزの経済学』を引用し、入会集団による資源保全の意義を指摘するとともに、その否定的な

側面にも言及し、入会集団を基盤にした内発的発展型のコミュニティ構築の可能性を展望している。

- (2) 甲賀町の人工林率は62%となっているが、本文中の森林総面積と人工林率の数値からは58.4%となる。この違いは、入手できたデータの関係上、2つの統計を使用したためである。
- (3) この取り組みは、1979(昭和54)年には、13支部、142人によって行われ、非会員の所有林も対象にしたグループも出現するほど盛んになった。現在、このグループ林業は、小佐治、神保、大原市場の3支部に減少した。近郊都市に働きに出る者が増え、結を続けることが不可能になりつつある。
- (4) 例えば現在、賦役の出不足賃は、大原中集落では、1戸につき一律7000円である。かつて、女子が総出に出た場合には、総出に参加したにもかかわらず、3割分の出不足賃を払わねばならなかった。女子が男子の7割の労働力しかないと寄合いで判断されていたのがその理由である(1999年、聞き取り調査による)。
- (5) 全国的に見れば、部落有財産の実体を強く残す財産区では、配当する財産区もある(川島等、1968)が、原則としては個人配分すべきではない、とされている。

#### 参考文献

- 秋道智彌『なわばりの文化史』小学館ライブラリー、1999年
- 百周年記念誌編集委員会『大原校百年史』1973年、208～222頁
- 井上真・宮内泰介『コモンズの社会学』新曜社、2001年
- 自治省『地方自治月報』第52号、2000年、746～751頁
- 甲賀愛林クラブ『甲賀愛林クラブ創立20周年 山に挑んだ20年のあゆみ』1993年、1～27頁
- 甲賀町史編纂委員会編『甲賀町史(通史編)』1994年、449～453頁
- 甲賀町大原共有山財産区管理会『総代会提出資料』昭和54～平成11年
- 川島武宜、潮見俊隆、渡辺洋三『入会権の解体Ⅲ』岩波書店、1968年、643～669頁
- 中村尚司、鶴見良行『コモンズの海』学陽書房、1995年
- 三俣学「明治大正期における地域共同体(コモンズ)の森林保全—滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区共有山を事例にして—」『森林研究』Vol.72、2000年、35～44頁
- 村上武則「財産区議会設置条例の法的問題について」『阪大法学』Vol.49 No.1、1999年、55～91頁

- 室田武『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済、1979年
- 大原財産区『平成11年度歳入歳出決算書』2000年、7頁
- 大原村役場『大正七年大原村村有林経営方法及成績書』1918年
- 大原村役場『大正十二年十二月甲賀郡大原村村有林調査書』1923年
- 滋賀県『県営灌漑排水事業大原貯水池土地改良事業概要書』1966年
- 滋賀県琵琶湖環境部『滋賀県林業統計要覧』1997年
- 滋賀県甲賀郡教育会『甲賀郡志上・下巻』名譽出版、1971年、350～356頁
- 塩谷弘康「地域活性化と財産区—会津・三島町の事例—」『行政社会論集』第10巻2号、1997年、85～133頁
- 多辺田政弘『コモンズの経済学』学陽書房、1990年
- 多辺田政弘「地域社会に経済を埋め戻すということ」『環境社会学研究』、1999年、57～58頁
- 鶴見和子、川田侃『内発的発展論』、東京大学出版会、1989年
- 渡辺洋三『入会と財産区』勁草書房、1974年
- 近畿農政局滋賀統計情報事務『1990年世界農林業センサス林業地域調査結果報告書(滋賀県)』、1990年

(2001年3月23日受付、2001年10月9日受理)